

令和5年度 敦賀市結婚新生活支援事業 U29夫婦支援事業のご案内

敦賀市では、結婚に伴う新生活のスタートアップに向けたさらなる支援のため、29歳以下の夫婦に対して支援金を給付します。

1 支給対象者

以下のすべてを満たす世帯が対象となります。

- ① 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ② 婚姻時に、夫婦双方の年齢が39歳以下であること、かつ夫婦の双方又は一方の年齢が29歳以下であること
- ③ 夫婦の所得を合わせて500万円未満であること※

※奨学金を返還している場合は、世帯の所得から年間返済額を控除

2 支給額



1世帯当たり **30万円**



3 支給要件

- ・申請時に、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、敦賀市の住所となっていること
- ・過去にこの制度に基づく支援金を受けたことがないこと
- ・市税の滞納がないこと

4 申請方法

- ・指定の申請書に、必要書類を添付し、市役所児童家庭課まで提出してください。（申請期限：令和6年3月31日まで）

お問い合わせ 敦賀市役所 児童家庭課
電話 0770(22)8125
メール jidou@ton21.ne.jp



敦賀子育て支援情報サイト
KOSODATE TSURUGA